

物価高騰支援対策として水道料金の基本料金を減額します

さいたま市では、物価高騰により影響を受けるご家庭を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金の基本料金を4か月間減額します。

なお、本事業の減額措置について、水道使用者の皆様による**手続きは一切不要**です。
現在の水道契約に基づき、自動的に減額が反映されます。

1. 対象になる方（水道使用者が公的機関の場合は対象外）

さいたま市と給水契約を
結んでいる水道使用者のうち、
次のいずれかに該当する水道使用者

- ・一般家庭で主に使用されている口径13ミリメートル、口径20ミリメートル、口径25ミリメートルの水道使用者
- ・共同住宅用として認定されている住宅の水道使用者
- ・入所系社会福祉施設（高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設）

2. 対象期間

令和8年4月検針分から令和8年7月検針分まで（4か月分） **減額対象月**

区分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分
	検針		検針		検針		検針
偶数月	通常料金	基本料金減額	基本料金減額	通常料金			
奇数月		検針		検針		検針	通常料金

3. 減額対象となる基本料金について

一般家庭で主に使用されている水道メーター口径 1か月分の基本料金及び
2か月分・4か月分の減額金額（税込）

水道メーター口径	1か月分の基本料金	2か月分の減額金額	4か月分の減額金額
13ミリメートル	979円	1,958円	3,916円
20ミリメートル	1,188円	2,376円	4,752円
25ミリメートル	1,925円	3,850円	7,700円

※福祉減免・災害減免対象者については、既に減額されている金額との差額分が減額されます。※原則、2か月ごとの検針、請求です。
※水道料金の従量料金と下水道使用料については、減額の対象外です。

詳しくは▼



〔お問合せ〕

水道局電話受付センター

電話：665-3220 FAX：665-5536

受付時間：8:30～17:15（土・日曜日、祝・休日を除く）

さいたま市水道局

検索